

真岡市小規模工事等契約希望者登録制度のお知らせ

1 小規模工事等契約希望者登録制度について

- (1) この制度は、真岡市建設工事入札参加資格審査の申請をしていない方を対象とした登録制度です。市が発注する小規模な工事や修繕等の受注・施工を希望する方を登録し、積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。
- (2) 小規模工事等とは、その内容が軽易でかつ履行の確保が容易なもので、1 件の契約予定金額が50万円以下のものです。
- (3) 発注の際には、原則として複数の業者と見積り合せを行い、最低価格を提示した方と契約することになります。
- (4) 施工にあたっては、真岡市財務規則、真岡市建設工事契約約款、その他関係法令に基づき、信義に従い誠実に履行していただきます。いわゆる丸投げ等の一括下請けは禁止されています。

2 登録できる方

真岡市内に主たる事業所（本社・本店）又は住所を有する方で、建設業許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。ただし、次に該当する方は除かれます。

- (1) 精神の機能の障害により小規模工事等を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- (3) 市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている方
- (4) 希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方
- (5) 市税を滞納している方
- (6) 真岡市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は真岡市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第40号）第3条に規定する密接関係者

3 登録できる業種

登録できる希望業種は、別表に示す「小規模工事等の例示」のうち3業種までとします。

なお、水道事業の「指定給水装置工事事業者」及び下水道事業の「排水設備指定工事店」の指定を受けている方は、「管工事」に登録ありとみなしますので当該業種の登録申請は、必要ありません。

4 登録申請の方法

登録を希望する方は、登録申請書に次に掲げる書類を添付して、総務部総務課契約検査係に持参、郵送又は電子申請のいずれかの方法により提出をしてください。

- (1) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

5 登録の受付

登録申請は、随時受付しております。

申請書等は市ホームページ

(トップページ ⇒ しごと・産業 ⇒ 入札 ⇒ 小規模工事等契約希望者登録制度)

に掲載しております。

電子申請の場合はホームページ上のリンク先からオンライン申請画面に移行してください。

登録の有効期間は2年間(令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)ですが、随時受付の場合は登録された日から令和9年3月31日までの残期間となります。

6 名簿に登録されると

登録名簿は庁内に周知し、小規模工事等の発注について、業者選定に活用されます。

ただし、この名簿に登録されても指名や契約を確約するものではありません。

7 登録事項の変更等

登録された方で、登録事項の変更や事業の中止、廃止があった場合は、それぞれの届出を速やかに提出してください。

8 問合せ、登録申請書の提出先

〒321-4395 真岡市荒町5191番地

真岡市 総務部 総務課契約検査係

TEL 83-8145 FAX 80-5036